

2017年2月28日

「LT会」・ビジネス情報速報(混乱続きに関する情報)

LTコンサルティンググループ

上海地区を中心に以下の事情で混乱が発生し、皆様に置かれましてそのようなことがありましたら、お気軽にご相談ください。

▲〈就労許可申請の変更〉

例年3月、4月は日系企業の駐在者異動の季節です。中国では、2017年4月1日より、外国人就労許可申請の変更に伴い、各地の申請当局では事前準備に追われています。上海市の外国人就労許可申請当局より以下の最新情報をヒアリングしましたので、至急会員様に展開します。上海以外の地域でも、各地の申請手続きを改めてご確認の上、就労許可やビザ取得手続きをお進めください。

- ① 今回の改革により、外国人の就労許可関連手続きの取扱いは、各地の「人力資源と社会保障局」から「海外専門家局」に移管となり、全国の統一サイトも立ち上げられたが、試行期間中にその使い難さに各地からクレームが殺到し、上海市では、独自のサイトを立ち上げる可能性もある。
- ② 上海市では2017年3月下旬より、従来の「外国人就業許可証書」を持って「外国人就業証」の取得が完全にできなくなる。従い、現時点から「外国人就業許可証書」を申請しても意味がなくなる。
- ③ 2016年9月に、新しい就業許可申請のための「外国人来中就業許可制度」の試行案が発表されたが、現在修正中で、4月以降に新しい通達が発表される可能性が大きい。

-LT・就労ビザ支援チーム

〈就業許可制度の変更内容については、3月号のLT会会報で詳しくご案内します〉

▲〈年収12万円を超え、また2箇所所収入がある方の個人所得稅確定申告〉

毎年3月は、中国で年収が12万円を超え、また2箇所所収入がある納税者の個人所得稅確定申告時期です。2016年秋のオンライン納稅申告システムの改定により、確定申告にさまざまなトラブルが発生しています。中でも、一部外国人の月次申告済の納稅データが稅務署のシステム上のデータと上手くマッチングできず、確定申告が滞っているのが一番の問題となっています。その原因として、以下のような例があります。

- ① 年度中に2ヵ所以上から収入を得て、2ヵ所で申告の際に記入した名前が違っていた(日本語漢字・ローマ字表示・名字と名前の間のスペースあり/なし等)。
- ② 年度の途中で勤め先が変わり、勤め先の会社が其々違う名前ですべて申告した場合。
- ③ 年度の途中でパスポート番号が変わり、同じ名前に2つのパスポート番号がある場合。

上記のような場合、オンライン納稅申告システム上で確定申告ができず、各区により別途状況説明の提示を求められたり、稅務署窓口で申告をしたり、一件一件の解決が必要となっています。

理不尽な稅務署の窓口は上記のようなケースが一切受付でくれなく、ハードな交渉が必要な場合もあります。

-LT・個人所得稅申告チーム
以上